



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

1277	障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止	(障害福祉課)..... 1
1278	障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設の辞退	(")..... 1
1279	障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定	(")..... 1
1280	障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設の指定	(")..... 2
1281	障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定	(")..... 2
1282	木材業者等の登録の変更	(林業振興課)..... 2
1283	保安林の指定	(森林整備課)..... 2
1284	〃	(")..... 3
1285	道路の位置の指定	(都市政策課)..... 3

○ 監査公表

監査公表第20号 4
----------	---------

告 示

和歌山県告示第1277号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止について、次のとおり届出があったので、同法第51条第2号の規定に基づき公示する。

平成23年12月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日
3011610023	おもと園	有田郡有田川町長谷川321-1	旧知的障害者通所授産施設	社会福祉法人おもと会	有田郡有田川町長谷川321-1	平成23.11.30

和歌山県告示第1278号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第47条の規定に基づく指定障害者支援施設の辞退について、次のとおり届出があったので、同法第51条第3号の規定に基づき告示する。

平成23年12月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

施設番号	施設の名称	施設の所在地	施設障害福祉サービスの種類	設置者の名称	設置者の主たる事務所の所在地	辞退年月日
3010100646	みずほ園	和歌山市朝日83-1	旧知的障害者入所更生施設	社会福祉法人平成会	和歌山市朝日83-1	平成23.11.30

和歌山県告示第1279号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定に基づき公示する。

平成23年12月13日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期限
3011610023	おもと園	有田郡有田川町長谷川321-1	生活介護	知的障害者	社会福祉法人おもと会	有田郡有田川町長谷川321-1	平成23.12.1	平成29.11.30
			就労継続支援B型					

和歌山県告示第1280号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害者支援施設を次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定に基づき公示する。

平成23年12月13日

和歌山県知事 仁坂吉伸

施設番号	施設の名 称	施設の所在地	施設障害福祉サービスの種類	利用定員	主たる対象とする障害種別	設置者の名 称	設置者の主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期限
3010100646	みずほ園	和歌山市朝日83-1	生活介護	50人	知的障害者	社会福祉法人平成会	和歌山市朝日83-1	平成23.12.1	平成29.11.30
			施設入所支援	50人					

和歌山県告示第1281号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により指定自立支援医療機関（更生医療・育成医療）を次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定に基づき公示する。

平成23年12月13日

和歌山県知事 仁坂吉伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	担当する医療の種類（薬局は除く。）	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指定年月日
ジップドラッグ長山薬局	紀の川市貴志川町長山245番1	—	清瀬裕之	平成23.12.1

和歌山県告示第1282号

和歌山県木材業者等の登録に関する条例（昭和45年和歌山県条例第14号）第4条各号に掲げる事項の変更について次のとおり届出があった。

平成23年12月13日

和歌山県知事 仁坂吉伸

登録者の氏名又は名称	変更事項	新	旧	変更年月日
高野山寺領森林組合	主たる事務所の所在地	和歌山県伊都郡高野町高野山45-17	和歌山県伊都郡高野町高野山132	平成23.11.28

和歌山県告示第1283号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成23年12月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林の所在場所 田辺市秋津川字中通576の1・576の3（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、576の4、576の6・576の14（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、576の16、576の17、578の3、578の4、578の11から18まで、579（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字中通576の1・576の3・576の4・576の14・576の16・576の17・578の12から17まで（以上12筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び西牟婁振興局並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1284号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成23年12月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林の所在場所 田辺市中辺路町熊野川字白久野153、154（次の図に示す部分に限る。）、155
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び西牟婁振興局並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1285号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成23年12月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル

3136	田辺市高雄一丁目1697番3 の一部、1697番7の一部、1 699番9の一部	田辺市紺屋町130番地 澤井憲一	平成 23.12.2	6.00	25.00
------	---	---------------------	---------------	------	-------

監 査 公 表

和歌山県監査公表第20号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、平成23年10月27日及び同月28日に実施した監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成23年12月13日

和歌山県監査委員 楠 本 隆
和歌山県監査委員 足 立 聖 子
和歌山県監査委員 藤 山 将 材
和歌山県監査委員 服 部 一

1 監査対象機関及び監査実施年月日

監 査 対 象 機 関	監査実施年月日
伊都振興局	平成23年10月27日
和歌山県農業大学校	〃
和歌山県立橋本高等学校・古佐田丘中学校	〃
和歌山県立紀北工業高等学校	〃
和歌山県立伊都高等学校	〃
和歌山県立紀北農芸高等学校	〃
和歌山県立笠田高等学校	〃
和歌山県立紀の川高等学校	〃
和歌山県立きのかわ支援学校	〃
和歌山県橋本警察署	〃
和歌山県かつらぎ警察署	〃
和歌山県東京事務所	〃
有田振興局	平成23年10月28日
紀中県税事務所	〃
和歌山県農林水産総合技術センター	〃
和歌山県立箕島高等学校	〃
和歌山県立有田中央高等学校	〃
和歌山県立耐久高等学校	〃
和歌山県立たちばな支援学校	〃

2 監査の結果

(1) 指摘事項

なし

(2) 注意事項

ア 伊都振興局地域振興部

(ア) 支出負担行為が地域振興部の会計主幹に合議されていなかったため、適正に処理されたい。

(イ) 駐車場代支出に係る常時の資金前渡の前渡資金支払調書に履行確認がなされていないため、適正に処理されたい。

(ウ) 中山間地域総合整備事業用地を県が管内の町に譲与していたにもかかわらず、電柱敷として行政財産の目的外使用許可を与え、使用料を徴収していたが、平成22年度になって当該土地が譲与されていたと気づき使用料を還付しているため、適正な財産管理に努められたい。

(エ) 集中調達外の消耗品の納品で、納品書に当該課室の受付印及び個人印を押印していなかったため、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者及び財第235号総務部長通知に従い、適正に処理さ

りたい。

(オ) 旅行業登録申請書に添付する登記事項証明書については、3か月以内に発行された正本である必要があるが、2年前に発行された登記事項証明書のコピーが添付されていたので、適正に処理されたい。

(カ) 農業体験に使用する器具の購入で、一者の見積書により随意契約を行っているが、二者以上から見積書を徴取されたい。

イ 伊都振興局健康福祉部

(ア) 母子寡婦福祉資金貸付金償還金の未収金については、平成22年度末で約794万円となっており、前年度末に比し約51万円減少している。

今後も、新規未収金の発生防止のために貸付時における償還指導の徹底を図るとともに、過年度分の未収金について、未納者の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。

(イ) 生活保護費返還金について、平成22年度末で約17万円が未収金となっている。

今後も、未納者の現状を把握し、償還指導を行うなど適切な債権管理に努められたい。

(ウ) 母子寡婦福祉資金の借受資格喪失で、早期償還が発生していたが、当該償還に係る調定が行われていなかったため、適正に処理されたい。

(エ) 食育イベントの準備のために資金前渡を行い、消耗品を購入しているが、資金前渡日より前の領収書があったため、適正に処理されたい。

ウ 伊都振興局建設部

(ア) 土木使用料(公営住宅)の収入未済額は、平成22年度末で約222万円となっており、前年度に比し約134万円減少している。

今後も未納者の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。

(イ) 業務委託契約解除に伴う違約金及び延滞利息について、平成22年度末で約46万円が収入未済となっているため、適切な債権管理に努められたい。

(ウ) 平成22年12月に収納した過年度の道路占用料6件について、和歌山県道路占用料徴収条例(昭和28年条例第7号)第4条の2の規定に基づく延滞金が徴収されていないため、適正に処理されたい。

(エ) 国土交通省近畿地方整備局長による河川の占用許可に係る占用料の収入調定において、平成22年度中に許可期間が満了する場合でも、引き続き現行の許可内容どおりに許可されると想定し、占用許可の通知前に占用料の収入調定を行っているが、収入調定は、同局長による河川の占用許可通知に基づき適正に処理されたい。

(オ) 道路法(昭和27年法律第180号)第32条に基づく露店の許可について、歩道に突出する部分の投影面積が占用面積に算入されていなかった。

また、本件許可期間は、1か月未満であるため道路占用料は、消費税の課税対象となるが、消費税額を加算していなかったため、適正に処理されたい。

(カ) 除雪融解作業業務委託について、入札が不成立となったため、委託業務の区間の細分化により業務内容を見直した上で、随意契約を締結していたが、業務内容を変更した場合は再度入札を行うよう適正に処理されたい。

(キ) 会計実地検査の用に供する機械等の貸出し業務について、見積り合せによる随意契約を締結していたが、簡易公開調達制度を適用されたい。

(ク) 土地売買に関する三者契約について、同契約に定める書類の提出を受けずに前金払により経費を支出していたため、適正に処理されたい。

(ケ) 委託料について、廃棄物の最終処分が終了していないにもかかわらず履行確認を行い、経費を支出していたため、適正に処理されたい。

(コ) 県営事業で造成した農道用地について、電柱敷として行政財産の目的外使用許可を与え、平成22年9月に使用料を徴収しているが、当該土地は、県が同年6月に地元市町に譲与した土地である

- ので、適正に処理されたい。
- エ 和歌山県立農業大学校
実習実験室南側における自動販売機設置に係る行政財産の目的外使用許可について、使用許可に係る行政財産の区分は、土地ではなく、建物と考えるので、適正に処理されたい。
- オ 和歌山県立伊都高等学校
(ア) 旅費の日当が加算される路程の要件を満たさない旅行について、日当が加算された事例があったので、適正に処理されたい。
(イ) 大規模改修に伴う耐火金庫移設委託事業及びピアノ等移設委託事業について、契約書において事業完了後に実績報告書の提出を求めているが、当該報告書が提出されていなかったため、適正に処理されたい。
- カ 和歌山県立笠田高等学校
(ア) 旅費の日当が加算される路程の要件を満たさない旅行について、日当が加算された事例があったので、適正に処理されたい。
(イ) 貯水槽衛生管理業務について、仕様書に建築物環境衛生管理技術者免許状又は貯水槽清掃作業監督者講習会及び再講習会修了書の写しを添付するよう規定しているが、添付されていなかったため、適正に処理されたい。
- キ 和歌山県立紀の川高等学校
貯水槽衛生管理業務について、仕様書に建築物環境衛生管理技術者免許状又は貯水槽清掃作業監督者講習会及び再講習会修了書の写しを添付するよう規定しているが、添付されていなかったため、適正に処理されたい。
- ク 和歌山県立きのかわ支援学校
(ア) 衛生害虫駆除業務について、契約書に施工完了後に点検調査報告書及び防除作業終了報告書の提出を規定しているが、点検調査報告書が提出されていなかったため、適正に処理されたい。
(イ) 旅行の行程の一部が、公用車であるスクールバス利用及び徒歩であったにもかかわらず、旅行命令簿に記載されず、全行程を鉄道を利用した旅費が支払われていた事例があったため、適正に処理されたい。
(ウ) 第2種電柱設置目的で行政財産の目的外使用許可を与えているが、当該電柱は、和歌山県使用料及び手数料条例（昭和22年条例第28号）別表第1第33項の第3種電柱に該当するので、適正に処理されたい。
- ケ 和歌山県東京事務所
社名及び社印はあるが、所在地、代表者名及び代表者印のない請求書並びに団体名及び団体印はあるが、所在地及び代表者印のない請求書に基づき支出命令を行っていた事例があったため、適正に処理されたい。
- コ 有田振興局地域振興部
(ア) 過年度分の未登記が、平成22年度末現在3筆残っているので、早期処理に努められたい。
(イ) 支出負担行為が地域振興部の会計主幹に合議されていなかったため、適正に処理されたい。
(ウ) 代表者印及び代表者名のない請求書に基づき支出命令を行っていた事例があったため、適正に処理されたい。
(エ) 債務負担行為に係る工事請負契約において、契約書に和歌山県建設工事事務規程（昭和49年訓令第16号）第7条に基づく債務負担行為に係る条項が記載されていなかったため、適正に処理されたい。
(オ) 超過勤務手当について、勤務時間（代休を除く。）が週38時間45分を超えていないにもかかわらず、25/100の手当を支給していた事例があり、2,438円が過支給となっているため、返還措置を講じられたい。

サ 有田振興局健康福祉部

(ア) 母子寡婦福祉資金貸付金の未収金については、平成22年度末で約201万円となっており、前年度末に比し約36万円減少している。

今後も、新規未収金の発生防止のため貸付時における償還指導の徹底を図るとともに、過年度貸付分の未収金について、未納者の現状を把握して適切な償還指導を行うなど、引き続き債権管理に努められたい。

(イ) 生活保護費返還金の未収金については、平成22年度末で約1,178万円となっており、前年度末に比し約50万円増加している。

今後も、被保護者の資産状況を精査し収入の把握に努めるなど、新規の未収金の発生防止に努めるとともに、過年度分の未収金について未納者の現状を把握して適切な償還指導を行うなど、引き続き債権管理に努められたい。

(ウ) 特別障害者手当等返還金の未収金については、平成22年度末で約122万円となっており、前年度末に比し約7万円減少している。

今後も、過年度分の未収金について未納者の現状を把握して適切な償還指導を行うなど、引き続き債権管理に努められたい。

シ 有田振興局建設部

(ア) 土木使用料（公営住宅）の収入未済額は、平成22年度末で約865万円となっており、前年度に比し約70万円増加している。滞納発生後5か月後まで催告を行わないなど初期段階での対応が遅い事例があったので、滞納者への早期対応等適切な債権管理に努められたい。

(イ) 道路占用料の収入未済額は、平成22年度末で約21万円となっており、前年度に比し約6千円減少しているが、残る1名の滞納者に対しては、平成22年度以降の納付指導等が行われていないので、滞納者の状況を再調査の上、適切な債権管理に努められたい。

(ウ) 河川占用料の収入未済額は、平成22年度末で約16万円となっており、前年度に比し約11万円減少している。残る滞納者に対する臨戸徴収は、滞納者の不在で納付指導ができない状況が続いているので、必要に応じて財産調査・所在調査を行うなど適切な債権管理に努められたい。

また、当該収入未済額のうち誤って占用料を収入調定していた事例があったので、適正に処理されたい。

(エ) 有田川町吉原1365番地の湯浅警察署職員宿舍等が、国道424号の道路区域内に建てられており、車の通行には支障がないものの道路法に抵触している状況にあるので、適正に処理されたい。

ス 紀中県税事務所

県税の未収金については、滞納整理に努力されているところであり、収入率は95.2%と前年度に比し0.3ポイント増加し、平成22年度末の収入未済額も約2億4,598万円と、約4,768万円減少している。

しかしながら、個人県民税については、収入率は93.8%と前年度に比べ0.1ポイント減少しており、県税全体の収入未済額における個人県民税の収入未済額が占める割合は、約82%と大きなものとなっている。このため、管内市町への職員派遣や地方税法（昭和25年法律第226号）第48条の規定に基づく県の直接徴収を継続実施するとともに、全体として事務所の滞納整理の方針に従いその強化を図り、収入未済額の縮減に向け一層努力され、県税収入の確保に努められたい。

また、延滞金の収入未済についても、適正な債権管理により、収入未済額の縮減に努められたい。

セ 農林水産総合技術センター

(ア) 品種登録料について、納付期限後に納付したことにより、割増登録料を追納していたので、適正に処理されたい。

(農林水産総合技術センター)

(イ) 競争入札に付し、落札者がなかったため地方自治法施行令（昭和22年政令16号）第167条の第2第1

項第8号に基づき予定価格を変更して随意契約を行っているが、第8号による随意契約による場合は、予定価格を変更することができないため、予定価格を再算定し、再度入札に付すよう適正に処理されたい。

(農業試験場)

(ウ) 行政財産の目的外使用許可で電話柱の許可を与えた事例について、当該電話柱には、許可された通信ケーブルの外に電線等が添架されているので、適正に処理されたい。

(農業試験場)

(エ) 自動販売機設置に係る行政財産の目的外使用許可について、使用許可に係る行政財産の区分は、土地ではなく、建物と考えるので、適正に処理されたい。

(農業試験場)

(オ) 集中調達外の消耗品の納品で、納品書に受付印、個人印の押印を行っていないものがあつたので、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者通知及び財第235号総務部長通知に従い、適正に処理されたい。

(果樹試験場)

(カ) 会計課へ合議されていない支出負担行為があつたので、適正に処理されたい。

(果樹試験場)

(キ) 役務費手数料の簡易公開調達について、見積書の締切日より前に不調とし、随意契約を行った事例があつたので、適正に処理されたい。

(水産試験場)

(ク) 消耗品の納品で、納品書が保存されていなかったもので、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者及び財第235号総務部長通知に従い、適正に処理されたい。

(水産試験場)

(ケ) 内水面試験地の養魚池に係る行政財産の使用料について、消費税の加算及び面積の端数処理が誤っていたので、適正に処理されたい。

(水産試験場)

ソ 和歌山県立箕島高等学校

(ア) 宮原校舎の生徒ホールをPTA会長に福利厚生目的で使用許可し、使用料を全額免除しているが、当該許可申請にある食堂の運営や文具販売の実態がなく、自動販売機のみが当該ホール外に設置されているので、適正に処理されたい。

(イ) 学校敷地内に第1種電柱及び支線が設置されているが、行政財産の目的外使用許可手続がなされていないので、適正に処理されたい。

(3) 検討事項

伊都振興局建設部

売却することを決定している廃川敷地2件について、早期に売却が完了するよう処理を進められたい。

(4) 上記以外の機関においては、事務の執行は、おおむね適正であると認めた。

なお、改善を要すると認められた軽微な事項については、その都度注意を行った。